暮らしの法律相談コーナー

広告 ㈱宣通 ☎052(979)1600

Q 先日父が亡くなりました。相続人は、母、姉、私の3人ですが、母が統合失調症を患っており、遺産分割協議に応じてくれません。現在通院中なのですが、治るまで待つべきなのでしょうか。手続が滞っており困っています。

A そもそも、遺産分割協議は、共同相続人全員の意思が合致することが必要です。ですから、もし、共同相続人の一部を除外して遺産分割協議がなされてしまうとその協議は無効となってしまいます。したがって、相談者のお母様も含めて遺産分割協議をする必要があります。しかし、お母様は、統合失調症を患っているとのことですので、同人が自分の行為の意味や結果を判断することができる能力(意思能力)を有しているのかが問題となります。もし、お母様の統合失調症の程度がひどく意思能力を欠くような状況であれば、たとえ相続人全員で協議が整っても、その協議自体が無効となってしまいます。そこで、お母様の意思能力が疑われる場合には、家庭裁判所に程度に応じ成年後見人、保佐人、補助人のいずれかを選任してもらった上で、協議をすることをお勧め致します。ただし、遺産分割においてお母様と利害が相反する者(相談者と姉)は、たとえ成年後見人等であっても、協議に参加することができませんので、この点はご注意下さい。

今回答えて頂いた先生

伊藤　明紀氏
伊藤明紀法律事務所
(三重弁護士会所属)

三重県四日市市出身。名古屋大学法学部卒業。

取扱分野は、債務整理(借金)、民事、消費者、刑事、家事(離婚、遺産相続)など。

ホームページは「伊藤明紀法律事務所」で検索。

(債務整理・民事一般・刑事・家事)
伊藤明紀法律事務所
●三重弁護士会所属
四日市市幸町1-22
☎(059)340-5245